特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和8年11月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。 ①軽自動車の所有者と使用者の異動等の管理事務 ②軽自動車税の賦課、減免等に関する事務 ③軽自動車税の納税通知書の発送事務 ④納税証明書等の軽自動車に関する証明書の発行 ⑤軽自動車税の督促・滞納処分に関する事務 ⑥納税通知書等の電子通知希望申請 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。
③システムの名称	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥通知IFS

2. 特定個人情報ファイル名
(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収納滞納ファイル (3)納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項　別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 地方税法第747条の5の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表　48の項 ・情報提供の根拠 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	森町役場　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場　総務課　行政係 電話：0538-85-6300 ファックス：0538-85-5259 E-mail：soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場　税務課　町民税係 電話：0538-85-6308 ファックス：0538-85-5259 E-mail：zeimu@town.shizuoka-mori.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報入力を行うにあたり申請書書面の4情報又は住所を含む3情報の確認を徹底している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	事後	
平成29年7月28日	Ⅰ－5②	税務課長　村松　也寸志	税務課長　小島　行雄	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成27年10月30日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成27年10月30日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅰ－5②	税務課長　小島　行雄	税務課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅵリスク対策	記載なし	項目追加	事後	
令和2年6月5日	Ⅰ－1②	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 本町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等を主たる定置場として有する所有者（車体の所有権が留保されている場合に限り使用者）に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。 賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行い、納期限までに納付されない場合は、督促、滞納処分を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 本町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等を主たる定置場として有する所有者（車体の所有権が留保されている場合に限り使用者）に対して、軽自動車税種別割額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税種別割額の減免を行う。 賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行い、納期限までに納付されない場合は、督促、滞納処分を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和2年6月5日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月6日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年6月10日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年6月10日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－1②	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 本町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等を主たる定置場として有する所有者（車体の所有権が留保されている場合に限り使用者）に対して、軽自動車税種別割額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税種別割額の減免を行う。 賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行い、納期限までに納付されない場合は、督促、滞納処分を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。 ①軽自動車の所有者と使用者の異動等の管理事務 ②軽自動車税の賦課、減免等に関する事務 ③軽自動車税の納税通知書の発送事務 ④納税証明書等の軽自動車に関する証明書の発行 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－1③	1．軽自動車税システム 2．収納消込システム 3．滞納管理システム 4．団体内統合宛名システム 5．軽自動車税データエントリーシステム 6．中間サーバー	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－3	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16条の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表24条の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	・情報照会の根拠 　番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表　48の項 ・情報提供の根拠 　なし	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和7年5月2日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月13日	Ⅰ－1② 事務の概要	地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。 ①軽自動車の所有者と使用者の異動等の管理事務 ②軽自動車税の賦課、減免等に関する事務 ③軽自動車税の納税通知書の発送事務 ④納税証明書等の軽自動車に関する証明書の発行 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。	地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。 ①軽自動車の所有者と使用者の異動等の管理事務 ②軽自動車税の賦課、減免等に関する事務 ③軽自動車税の納税通知書の発送事務 ④納税証明書等の軽自動車に関する証明書の発行 ⑤軽自動車税の督促・滞納処分に関する事務 ⑥納税通知書等の電子通知希望申請 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。	事後	
令和8年11月13日	Ⅰ－1③ システムの名称	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥通知IFS	事後	
令和8年11月13日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイル名	(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収納滞納ファイル	(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収納滞納ファイル (3)納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル	事後	
令和8年11月13日	Ⅰ－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項　別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項　別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 地方税法第747条の5の2	事後	
令和8年11月13日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	
令和8年11月13日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	